

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 16 回 2017 年 5 月

非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法 (中国版 AEOI 制度/ CRS)

本アラートの分析対象法規:

- 中国国家税務総局、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、中国保険監督管理委員会が共同して、2017 年 5 月 19 日に公布した「非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法」(14 号公告)
- 14 号公告は、中国が OECD (経済協力開発機構) が策定した「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」(AEOI 制度) を本格的に導入すること表明した。

中国国家税務総局 (SAT)、財政部 (MOF)、中国人民銀行 (PBOC)、中国銀行業監督管理委員会 (CBRC)、中国证券监督管理委员会 (CIRC)、中国保険監督管理委員会 (CSRC) は共同して、2017 年 5 月 19 日に「非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法」(2017 年第 14 号公告、以下「14 号公告」) を公布した。

中国は、OECD (経済協力開発機構) が策定した「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度 (AEOI 制度: Automatic Exchange of Information)」を本格的に導入する。

14 号公告は、中国の金融機関が、非居住者に対して金融口座情報をデューデリジェンスする際の法的根拠と実務ガイドラインであり、同機関が収集した非居住者に関する金融口座情報を規制当局に報告することを義務付けた。同公告は 2017 年 7 月 1 日から施行する。

金融機関は、SAT の公式ウェブサイト上から初回登録の手続きを 2017 年 12 月 31 日までに完了しなければならない。また、関連する金融口座の情報は規定のとおり毎年 5 月 31 日までに報告する。

背景

KPMG が 2016 年 11 月に発表 [チャイナタックスアラート第 32 回「非居住者に係る金融口座情報デューデリジェンス管理弁法\(意見募集稿\)」](#) で解説したとおり、中国政府は、2015 年 12 月に「自動的な金融口座情報交換のための多国間の権限ある税務当局間の合意書」に調印して締結したことから、2018 年 9 月より他国 (地域) の税務当局との間で非居住者に係る金融口座の情報の交換を開始する。

SAT は、AEOI 制度を実施するに当たり、中国の金融業界独自の規制や経営環境を念頭に置いて、2016 年初頭から、AEOI 制度の中国への導入意見を関係行政部門や大手金融機関代表者から複数回聴き取りを行なった。

OECD が提唱する自動的情報交換 (AEOI) 制度は、税務当局間の合意 (MCAA) と共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard) の 2 つの部分から構成されている。税務当局間

本アラートの分析対象法規：

- 同公告は、中国の金融機関が非居住者の金融口座情報デューデリジェンスを実施する際の法的根拠と実務ガイドラインであり、金融機関が収集した非居住者の金融口座情報を規制当局への報告を義務付けた。
- 14号公告は2017年7月1日から施行する。金融機関は、SATの公式ウェブサイト上で初回の登録手続きを2017年12月31日までに終えなければならない。関連金融口座の情報は毎年5月31日までに規定に従い報告する。

の合意は、各国(地域)の税務当局間同士の金融口座情報の自動的交換のための実務ガイドラインで、参加国(地域)のAEOI制度実施の法的根拠となり、二国間合意と多国間合意に類別される。共通報告基準は、金融機関が非居住者個人口座と法人口座を特定し、関連情報の収集と報告に関する規定と手続きを定めている。

SATは、2016年10月からパブリックコメントの募集を開始した。2017年5月に公布された第14号公告は、同意見募集稿の内容に書き加えて修正したものである。本アラートは、14号公告の重要点と意見募集稿の変更点を解説、分析し、同公告によって影響を受ける人々のために具体的なガイダンスとして、施行日まで1か月ほどの期間で、同公告の徹底した理解の受け皿を用意した。

なお、OECD加盟国の間でAEOI制度は「CRS」と呼ばれていることから、本アラートでも「CRS」を用いて14号公告の関連規定を解説する。

14号公告の概要

14号公告の公布に伴い、中国の金融機関と国内外で金融口座を保有する企業及び個人は下記の影響を見極める必要がある。

重要項目	個人、企業、金融機関への影響
中国のAEOI制度/CRS導入の目的	租税に関する情報の交換と支援を強化し、外国の金融口座を利用した国際的な租税回避を防止して税務情報の透明性を向上する。
世界のAEOI制度導入国と地域	100か国以上がAEOI導入を表明した。そのうち50か国(地域)以上が早期適用し2016年1月1日からAEOI制度を先行導入した。その他の国々は後期適用国となり、2017年1月1日からAEOI制度(中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及びマレーシアなどの国々は導入期限を2017年7月1日まで延長した)を導入した。
中国の初回金融口座情報交換の時期	SATは、2018年9月に他の国の税務当局と初回の金融口座情報交換を実施する予定である。
金融口座情報の収集・交換の手続き	中国の金融機関はデューデリジェンスを実施して、報告対象の非居住者名義の金融口座保有者と受動的非金融機関事業体(Passive NFE)の支配者を特定し、金融口座の関連情報を税務当局へ報告する。同様に、他国も同様の手続きで非居住者名義の金融口座保有者に関する情報を収集する。中国税務当局は2018年9月にAEOI制度の導入を決定した国々(地域)と初の金融口座情報交換を実施する予定である。
デューデリジェンスの実施者	デューデリジェンスの実施者は、中国国内で設立された金融機関である。外資系銀行の中国支店も2017年7月1日までに中国のCRS管理弁法を適用しなければならない。ローカル系金融機関の海外支店又は類似の拠点、中国投資グループが海外で設立した投資ファンドは、中国CRSの適用対象外となるが所在地国のCRSを適用しなければならない。香港、シンガポール、欧州諸国、ケイマン諸島、イギリス領ヴァージン諸島などのタックスヘイブン国は既に2016年／2017年の年初 ¹ から自主的にCRSを適用している。
報告対象となる金融口座	通常、中国で税法上の居住者に該当しない個人、企業、その他の機関に関わる金融口座の情報が報告義務化である。受動的非金融機関の事業体及びその支配者である中国非居住者に係る情報も報告しなければならない。ただし、一部の国際機関、政府機関、中央銀行、金融機関 ² 、上場企業の金融口座情報は報告対象外である。

¹ ケイマン諸島の法令によると、2016年度のCRS及びFATCAの報告の対象となる金融口座情報の提出期限はそれぞれ2017年6月30日と2017年7月31日である。このため、ケイマン諸島のCRSに基づき、あるパートナーシップファンドがケイマン諸島の金融機関と見なされる場合、たとえ中国の投資グループが国外に設立したファンドだとしても、2017年7月31日までに報告の対象となる金融口座情報を報告しなければならない。

² 金融機関が報告の対象とならない理由としては、14号公告によると、金融機関はもともと保有する金融口座に対してDDを実施し、報告の対象となる口座保有者に係る情報を報告するとともに、口座情報をモニタリングするための内部統制システムを整備する責任を負う。例えば、投資ファンドは、金融機関に分類される可能性が高いため、自身に係る情報を報告する必要がないものの、投資ファンド自身、報告の対象となる金融口座保有者に係る情報を報告するとともに、SAT公式ウェブサイト上でCRSの登録手続きを行わなければならない。

金融機関の報告対象となる非居住者の特定及び情報収集のプロセス	デューデリジェンスの手続きは 14 号公告・第 3 第 4 章に記載の通りである。SAT は、金融口座を種類別に金融機関が実施するデューデリジェンスのフローチャートを一部公表した。本アラートでもこのフローチャートを掲載している。
収集・報告対象の財務、税務の口座の情報	口座保有者の氏名又は金融機関の名称、居住地国(地域)、居住地国(地域)の納税者番号(TIN)、出身地、出生年月日(該当する場合)、口座番号、暦年度年末の口座残高、該当口座の年間(西暦)受取総額など。
金融機関の対応策	新設口座に対するデューデリジェンスの実施開始期限まで残りおよそ 1 か月となり、中国の金融機関はデューデリジェンスの実施で最も大きな影響を受ける業務プロセスを認識すべきである。デューデリジェンス実施に関する詳細なタイムスケジュールと金融機関向けの提案を後述する。
CRS 適用を登録する際の注意事項と情報報告のタイム リミット 個人の対応策	14 号公告は、金融機関が 2017 年 12 月 31 日までに、SAT の公式ウェブサイトで登録手続きを行い、かつ毎年 5 月 31 日までに関連する金融口座の情報を報告することを義務付けた。 外国の金融口座、金融資産の保有若しくはこれらを保有していることで収益を得ている中国居住者は、中国税規則と国外税制の両方の観点から、自身の税務コンプライアンスを再評価、分析し、税務リスクを低減させるべきである。 中国の金融機関で新規口座を開設する予定の非居住者は、口座開設に備えて、居住地国が発給する納税者番号(TIN)の詳細情報を準備しておくことを提案する。

SAT は、14 号公告公布日に、AEOI 専用中国語ポータルサイト³を立ち上げ、中国 CRS 規定、OECD の AEOI 制度に関する規則、法規、参考資料(中国税法上の居住者個人と企業の定義、納税者番号フォーマット⁴、よくある質問解答など)を掲載している。同ポータルサイトから登録ページへアクセスするリンクも作成されているが、現在、ページ更新中である。

14 号公告と AEOI 専用中国語ポータルサイト上に目標時期と金融機関の達成目標を下記のとおり掲載した。

時期	達成目標
2017 年 6 月 30 日まで (当日を含む)	金融機関は 2017 年 6 月 30 日時点の既存口座(個人口座、法人口座を含む)を特定するとともに、14 号公告に従い全ての口座残高に対し規準額毎に対応するデューデリジェンスを実施して情報収集を行わなければならない。
2017 年 7 月 1 日から	金融機関は 2017 年 7 月 1 日から、新規開設した個人口座と法人口座に対するデューデリジェンスをスタートするとともに、新規口座開設に必須の条件の一つである居住者の税法上の身分の誓約書(以下「誓約書」)に記入して、新規口座開設プロセスを実施する。

³ http://www.chinatax.gov.cn/aeoi_index.html

⁴ 納税者番号のフォーマットに関する中英版 PDF ファイルは <http://www.chinatax.gov.cn/download/ssxxjhz/1.pdf> にアクセスしてください。今後の更新は OECD のポータルサイト <http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/tax-identification-numbers/> に掲載される。

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2017 年 12 月 31 日まで	金融機関は <u>既存の高額な個人金融口座</u> (2017 年 6 月 30 日時点の口座残高合計額が 100 万米ドルを超える口座)に対し、デューデリジェンスを実施し、情報収集を終えなければならない。
2018 年 5 月 31 日まで (後続各年度)	金融機関は報告対象の金融口座情報を規制当局に提出しなければならない。
2018 年 9 月	SAT は、AEOI 制度を導入かつ情報交換に合意した国々(又は管轄地域)との間で初回の報告対象となる口座情報を交換する予定である。
2018 年 12 月 31 日まで	金融機関は、その他既存の低額個人金融口座(2017 年 6 月 30 日時点の口座残高合計額が 100 万米ドル以下の口座)、及びその他既存の法人金融口座(2017 年 6 月 30 日時点の口座残高合計額が 25 万米ドルを超える口座)に対し、デューデリジェンスを実施して、情報の収集を終えなければならない。
2019 年 9 月 (後続各年度)	SAT は、AEOI 制度を導入かつ情報交換に合意した国々(又は管轄地域)との間で第 2 回目の報告対象となる口座情報を交換する予定である。
毎年 12 月 31 日まで	金融機関は持続したモニタリングシステムを利用して、状況の変化にともなうデューデリジェンスの再実施を行う。

14 号公告の要点

14 号公告は、全 7 章 44 条で構成されており、新口座と既存口座に対するデューデリジェンス、コンプライアンス、口座情報の報告と規制に関する規定のフレームワークである。

14 号公告は全 7 章である。

- 1) 総則
- 2) 基本定義
- 3) 個人口座のデューデリジェンス
- 4) 法人口座のデューデリジェンス
- 5) その他のコンプライアンス要求
- 6) 監督管理
- 7) 附則

第1章-総則

第 1 章は、14 号公告の目的及び金融機関と口座保有者が遵守すべき基本規則を定めている。主要内容は下記のとおりである。

- 中華人民共和国の法律に基づき設立された金融機関は、非居住者金融口座のデューデリジェンスを実施しなければならない(第 2 条)⁵。
- 金融機関は、明示又は黙示を問わず口座保有者の身分の隠蔽と金融資産の隠匿に協力してはならない(第 4 条)。

第2章-基本定義

第 2 章は、次の 14 号公告内の重要用語を定義している。

⁵ SAT の公式ウェブサイトに掲載されている解説によると、中国金融機関の国外支店は 14 号公告の適用対象外となる。これは、OECD の AEOI 制度によると、国外支店は設立及び運営する国又は管轄区で現地の CRS 規則に従いデューデリジェンスの実施、情報収集、報告及び金融口座の監視を実施しなければならない。
© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

金融機関とは、預金機関、信託機関、投資事業体、特定の保険会社及びその支店である。これらの金融機関は、商業銀行、農村信用社及び政策性銀行、証券会社、先物取引会社、証券投資ファンド管理会社、私募ファンド管理会社、私募ファンド管理業務に従事するパートナーシップ企業、キャッシュバリュー保険又は年金業務を行う保険会社、保険資産運用会社、信託会社などである(第 6 条及び第 7 条)。第 8 条は 14 号公告で定義する金融機関に該当しない機関を列記している。

金融資産は、証券、パートナーシップ持分、コモディティ、スワップ、保険契約、年金契約又は先物、又は左記資産に対するオプション取引などの権利である。金融資産は実物商品又は不動産に係る負債以外の直接権利を含まない⁶。

金融口座は、預金口座、信託管理口座、投資口座、パートナーシップ持分、信託受益権及びキャッシュバリュー保険契約及び年金契約である(第 9 条)。

非居住者とは、中国税法上の居住者に該当しない個人、企業及びその他の組織で、政府行政部門、国際機関、中央銀行、金融機関又は上場会社及び関係会社を含まない。中国税法上の居住者とは、中国税法に基づき居住者に該当する組織又は個人をいう⁷(第 10 条)。

口座保有者とは、金融機関が登録又は確認手続きを済ませた口座保有者個人又は組織をいい、代理人、名義人又は権限委譲された署名者を含まない。キャッシュバリュー保険契約又は年金契約の口座保有者とは、キャッシュバリューを獲得又は契約受益者を変更する権利を有するいかなる個人又は組織、若しくは契約条項に基づき支払いを受ける権利を有する個人又は組織をいう(第 11 条)。

受動的な非金融機関事業体(Passive NFE)とは、(1) 受動的所得に該当する投資収益(暦年で積極的に事業活動を行わない)を受領する非金融機関、(2) 主に受動投資収益をもたらす金融資産を所有する非金融機関であり、(3) AEOI 制度を実施しない国(地域)の投資事業体の場合(第 12 条)は、これに該当する。

中国税務当局は、その他の税務管轄区と同じく一部の非金融機関を受動的な非金融機関事業体として容認していない。例えば、(1) 上場会社及びその従属会社、(2) 公共サービス提供の政府行政部門又は組織、(3) 非金融機関の持分保有又は非金融機関に対する融資及びサービスを提供することだけを目的として設立された持株会社、(4) 設立 2 年未満で事業活動を行っていない企業、(5) 清算中又は組織再編中の企業、(6) グループ内金融会社、(7) 非営利組織である。

企業「支配者」の定義は下記のとおりである。

- 1) 企業の持分又は議決権の 25%以上を直接又は間接的に保有する個人
- 2) 人事、財務又はその他の手段で企業をコントロールする個人
- 3) 企業の高級管理職者

パートナーシップ又はファンド支配者とは、パートナーシップ持分又はファンド持分の 25%以上を保有する個人をいう。信託支配者とは、委託者、受託者、受益者及びその他最終的に信託をコントロールをできる個人をいう(第 13 条)。

中国は CRS 公布が遅れたため、特別扱いとして、金融機関の CRS 対応に猶予を与えて、既存の口座及び新設口座の判定の際の時点基準が 6 か月間先延ばしされたが、新規口座の開設計画の要求に関する実施開示時点に対する先延ばしと見なされることではない(規定を 2017 年 1 月 1 日まで遡及適用する場合)。

重要な時期は下記のとおりである。

⁶国家税務総局による 14 号公告に関するよくある質問と解答によると、不動産を有する特別目的会社の持分を金融資産と見なす。

⁷特筆すべき点として、口座保有者が中国及び中国以外の司法管轄区の両方とも税法上の居住者に該当する場合、金融機関は 14 号公告に従いその金融口座情報の収集・提出を行わなければならない。前回の意見募集稿では、このような口座保有者は自動的に非居住者と見なされる。

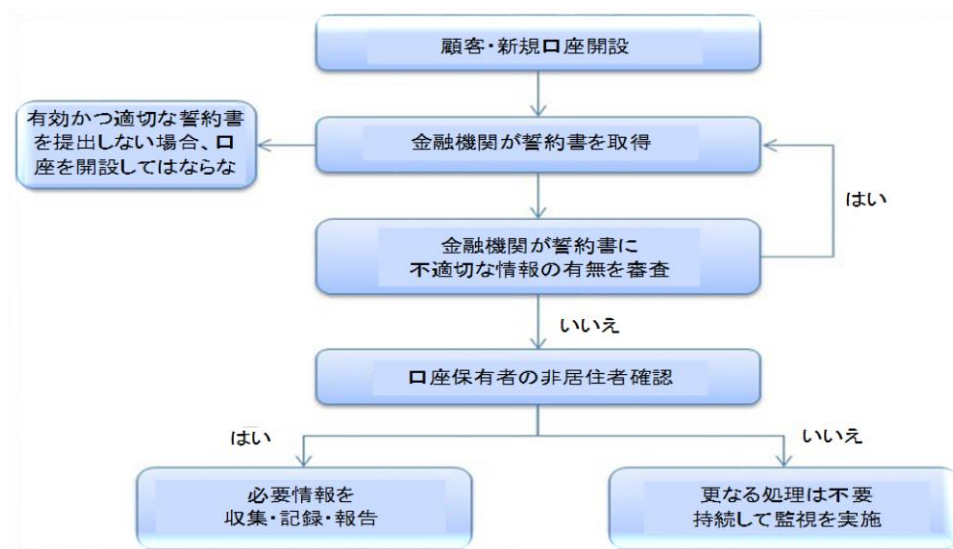
© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 既存の個人口座(低額口座及び高額口座を含む): 2017 年 6 月 30 日時点の口座残高合計が 100 万米ドルを超えない口座は低額口座である。2017 年 6 月 30 日時点の口座残高合計が 100 万米ドル以上の口座は高額口座である。
- 新規口座は、金融機関が 2017 年 7 月 1 日当日或いはそれ以降に開設した金融口座である。

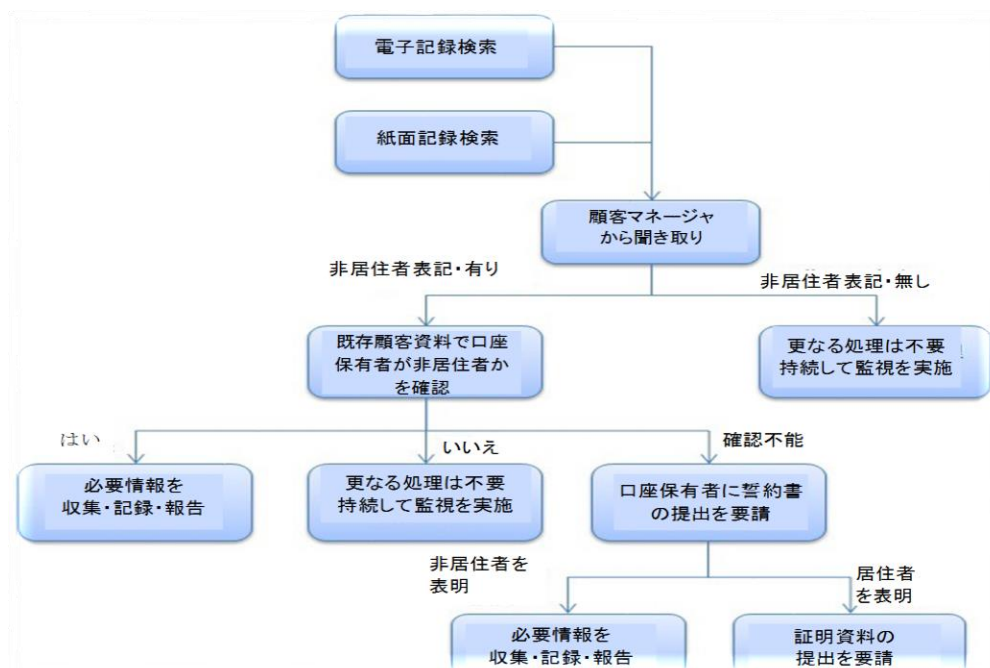
第3章・第4章・口座のデューデリジェンス

第3章と第4章は、金融機関が遵守すべきデューデリジェンスに関する具体的な要求を規定している。SAT は、金融機関の参考にする目的で、一部のデューデリジェンスのフローチャートを策定した。詳細は下記のとおりである。

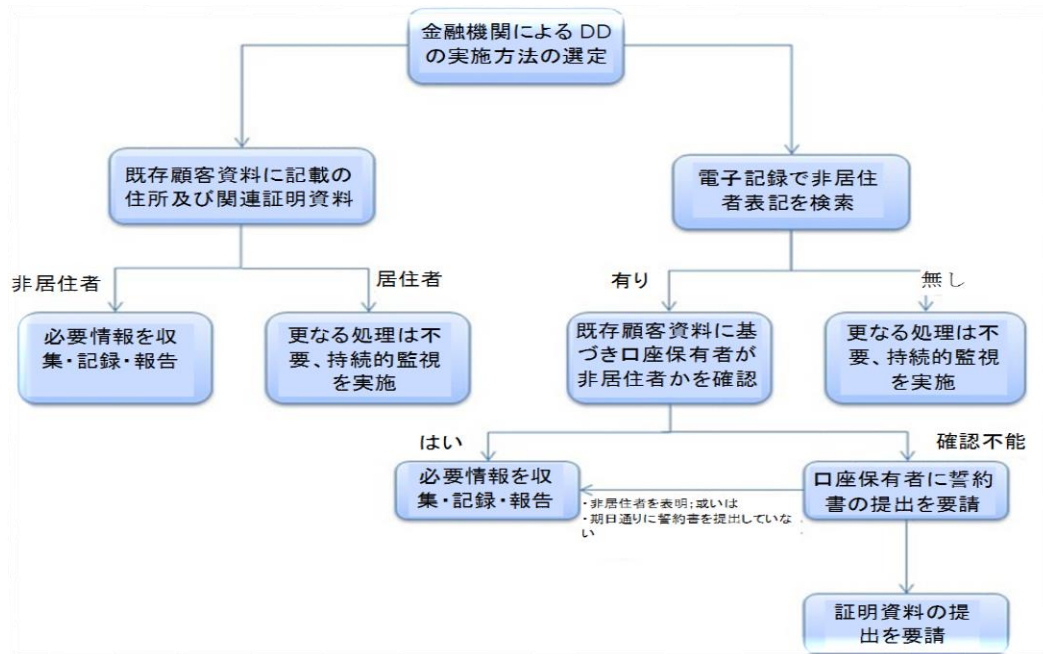
(1) 新規の個人口座デューデリジェンス・フロー



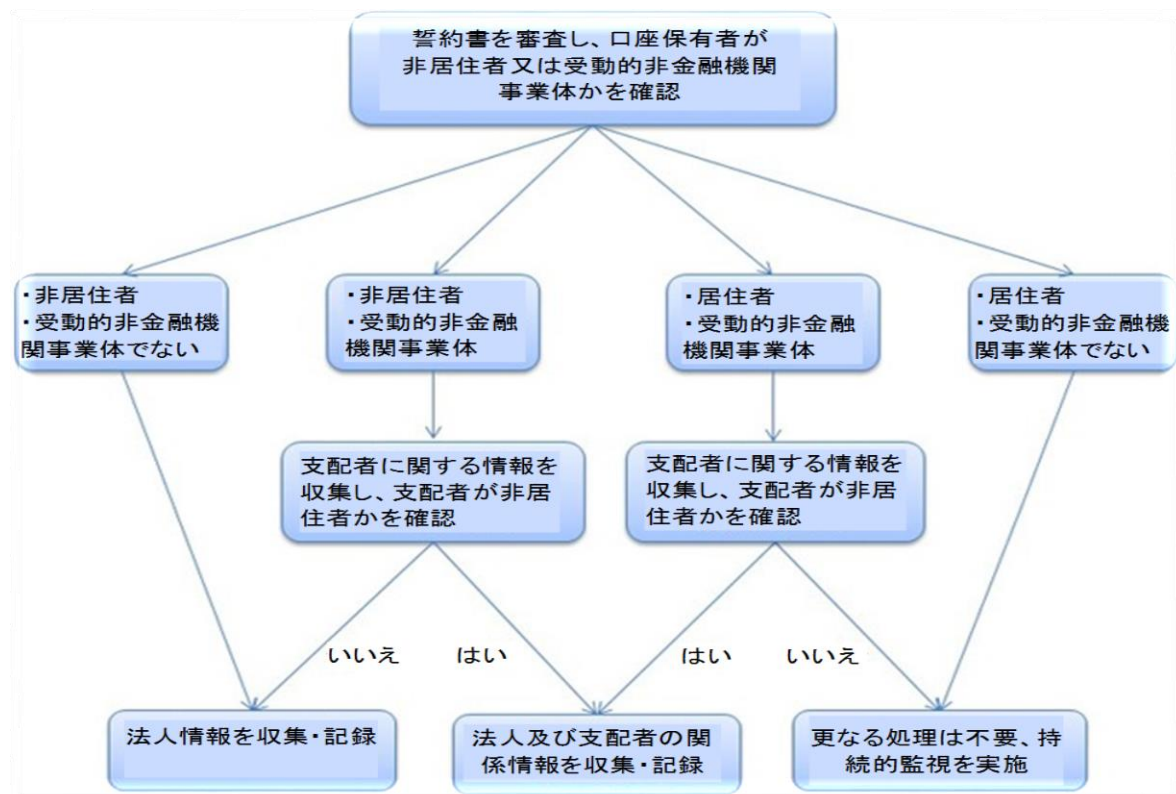
(2) 既存の高額個人口座デューデリジェンス・フロー



(3) 既存低額個人口座のデューデリジェンスのフロー

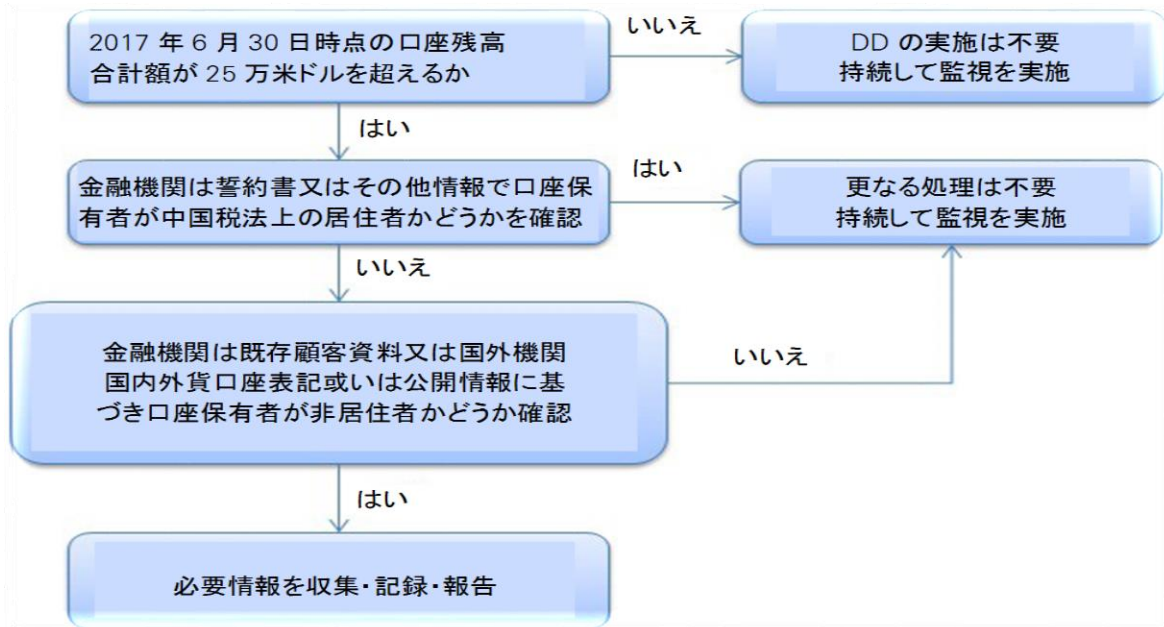


(4) 新規法人口座のデューデリジェンスのフロー



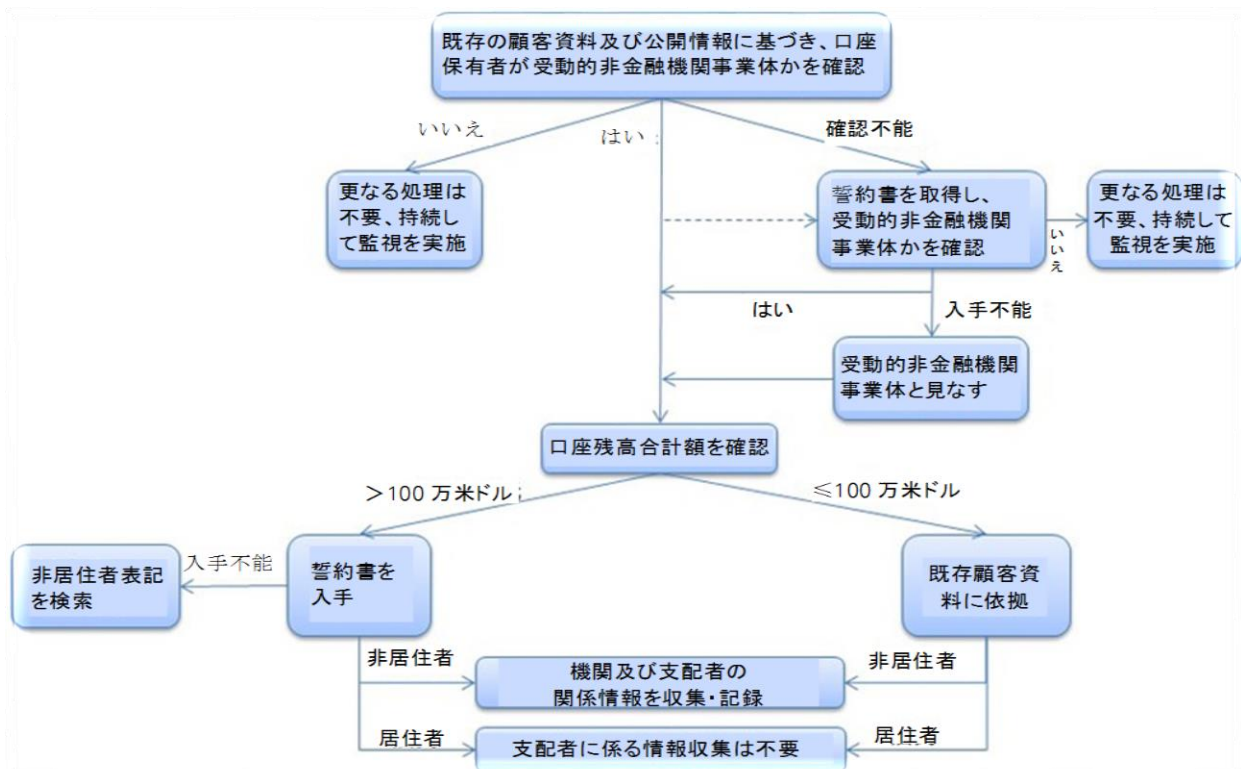
(5) 既存の法人口座デューデリジェンス・フロー

ステップ 1: 非居住者の特定



(6) 既存法人口座のデューデリジェンスのフロー

ステップ 2: 受動的・非金融機関事業体の特定⁸



⁸金融機関は法人口座のデューデリジェンスに際して、非居住者であるか否かを特定すると共に、受動的・非金融機関事業体 (Passive NFE) であるか否かを特定する必要がある。Passive NFE の場合、当該法人が非居住者であるかどうかを問わず、金融機関はさらに Passive NFE の支配者が非居住者であるか否かを確認しなければならない。Passive NFE という概念の導入は、非居住者が事業目的を持たない投資事業体 (例えば、信託、ファンド又は類似の取決め) の設立を通して、金融口座情報の収集提出を回避することを防止する目的である。

上記のフローチャートは、読者の方々の参考のために SAT の公式ウェブサイトから引用したものであることに予めご留意ください。また、上記フローチャートは 14 号公告の一部の重要な手続き、又は要求を省略している部分があります。このため、読者は 14 号公告の規定及び今後に公布される予定の規定に従い、デューデリジェンスを行い、金融機関現行の KYC/アンチマネーロンダリング方針をご参考ください。

第 5 章-その他コンプライアンス上の要求

14 号公告第 5 章は、金融機関のその他のコンプライアンス上の要求を規定している。

要点は下記のとおりである。

- 金融機関は、金融商品の販売業務を他社（販売業者など）に委託する場合、販売業者が委託者に協力して 14 号公告に従ってデューデリジェンスを実施し、委託者に必要な情報を提供しなければならない（第 30 条）。
- 金融機関は、デューデリジェンスの実施を第三者に委託することができる。ただし自ら最終責任を負う。投資事業体のファンド及び信託に対するデューデリジェンスは、ファンド管理会社又は信託会社を第三者として行うことができる（第 31 条）。
- 金融機関は口座保有者に係る情報のいかなる変化をも監視できる仕組みを整備しなければならない。当該仕組みは、口座保有者に関連情報に変化が生じた日から 30 日以内に金融機関に通知することを要求するものとする。金融機関は、その通知を受けた日から 90 日以内、又は該当年度の 12 月 31 日までにデューデリジェンスのプロセスに従い、口座保有者（又は支配者）が非居住者であるかを再判定するものとする（第 32 条）。

第 6 章・第 7 章-監督管理

金融機関は、監視体制の整備と運用、毎年度の法令遵守の状況を評価し、問題の早期発見と改善を図り、翌年 6 月 30 日までに実施結果報告書を書面をもって規制当局及び SAT へ提出しなければならない。

14 号公告で規定するペナルティは、税務機関の行政範囲内で規定に違反した金融機関に対し、その信用格付けの見直しすることである。同公告によると、重大な違反が生じた場合は金融主管部門は下記の措置を行なう。

- 金融機関に対し、業務停止命令・是正命令を行なう、又は金融機関の営業許可証を取り消す。
- 金融機関に対し、直接責任を負う董事、高級管理職者及びその他責任者を解任又は金融業界就職を禁止。
- 金融機関に対し、直接責任を負う董事、高級管理職者及び責任者の懲戒処分を金融機関に命じる。

KPMG の所見

金融機関へのアドバイス

14 号公告は 2017 年 7 月 1 日から施行する。このため、金融機関の準備期間は僅か 1 か月と時間余裕もなかった。同公告は金融サービス業全般に及ぼす影響が大きいことから、中国で事業活動を展開する金融機関のほぼすべての事業セグメントが対象となっている。

KPMG は、実務経験と CRS の内容を考慮して、金融機関は、CRS に従って営業部門、管理部門、コンプライアンス部門、IT システム及び内部統制への影響を分析されることを提案する。

CRS 対応に関する重要事項は下記のとおりである。

- どの部門の業務が CRS の影響を受けるか確認する。
 - 預金機関(銀行など)、信託管理機関(信託など)、投資事業体(ファンド、パートナーシップ及び資産運用会社など)、特定の保険会社は、CRS デューデリジェンスと報告要求を遵守しなければならない。なお、14 号公告は金融機関の定義に該当しない一部事業体を明記している。
 - 各種の子会社、業務部門及び支店を擁する大手金融グループは、そのすべてのビジネスユニットが CRS の適用対象となるかどうかを的確に判断しなければならない。
 - 実務上、一部のプロセス(データの処理及び伝送など)を本社に集約して行えるものの、一部のデューデリジェンスプロセス、例えば口座保有者から「税務上の居住者身分誓約書」(誓約書)の入手及び顧客との意思疎通等はこれまでと同じく現場の顧客マネージャーが担当しなければならない。

- どの業務プロセスが CRS から影響を受けるか確認する。
 - 新規口座開設のプロセスを更新する必要があるため、CRS のデューデリジェンス上の要求に応じて、顧客から誓約書を入手する。
 - 報告対象の非居住者、Passive NFE 及びその支配者に関する情報を収集するため、既存の顧客に関するデューデリジェンスを実施する必要がある。
 - 新たな CRS デューデリジェンスのプロセスを、現行の顧客確認(Know-your Customer、KYC)及びアンチマネーロンダリング(Anti-Money Laundering、AML)手続きとの統合の方法を評価し、既存のデータと現行のビジネスプロセスを活用して、業務効率の最大化とコンプライアンスコストの最小化を実現させる。
 - 持続的に機能する CRS のための内部コンプライアンス制度と監視体制を整備し、金融口座と口座保有者に関する情報の変化をモニタリングする。
 - CRS 対応データの抽出及びアニュアル・レポートの提出を確実に実行するため、財務システム及び顧客データベースを改善しなければならない。
 - CRS コンプライアンスを直接担当するスタッフ及び高級管理職者(現場の顧客マネージャーを含む)に必要な CRS の知識習得を目指したトレーニングや研修を実施する。

- CRS による外部サービス提供者、代理店又は提携先の既存取決めへの影響を把握する。
 - 金融機関は、金融商品の販売業務を他社(販売業者など)に委託する場合、販売業者は委託者に協力して 14 号公告に従ってデューデリジェンスを行い、委託者に求める情報を提供する。
 - 例えば銀行(代理人として)は、他の金融機関(すなわち資産運用会社)が開発管理する資産運用商品を販売する場合、銀行と当該資産運用会社との間でデューデリジェンス情報の共有が求められる。
 - 資産運用会社は、CRS コンプライアンス上から自社と販売業者のそれぞれの役割及び職責を明示するため、契約書において、如何にして販売業者に CRS 上のコンプライアンス要求を明示するかを考慮すべきである。
 - 現行の IT システムを再評価して、各当事者が顧客情報を完全共有できるように確保する。

- SAT は、米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関する公布も未定である。このため、金融機関は FATCA と CRS を併用するかどうか考慮しなければならない。FATCA と CRS の要求を併せて適用する場合は相違点を確認しておくべきである。金融機関が既に米国 FATCA 実施のために準備を整えている場合、CRS コンプライアンスで必要となる追加作業も確認する必要がある。
- 14 号公告は、2017 年 7 月 1 日から施行するため、金融機関は、早急に CRS 対応計画を策定すべきである。具体的内容は、影響に対する評価、差異分析、現行の新規口座開設の手続きと申請書類の変更を要す内容の確認、具体的なデューデリジェンス、税務コンプライアンス、報告手続き及び改善方案などを考慮して策定する。CRS は、金融機関内の複数部門に影響が及ぶため、部門間の連携と協力、業務の円滑化を進めるために、CRS / FATCA コンプライアンス専門のチームを編成することが必要である。

- 金融機関のカスタマーサービスにおいては、CRS では多くの個人情報が必要となり、とりわけ特定の場合には、機密性の高い個人情報までおよぶため、顧客に対し、説明と理解（CRS のコンセプト及び金融機関と顧客の責任を記載したパンフレットの配布など）を求めて、顧客からの質疑応答や不安の解消のため、窓口業務対応の担当者ならびに現場の顧客マネージャーなどに CRS 研修を行っておくことが必要である。

金融機関は、CRS コンプライアンス要求の複雑さや、実務上の不確実性を踏まえて今後、中国の CRS の最新動向と公布予定の金融口座情報の報告規定にも引き続き注目していかなければならない。

金融口座保有者の法人及び個人へのアドバイス

14 号公告は、金融口座保有者の法人および個人に対し、金融機関に、金融口座（新規或いは既存の口座）の保有者が非居住者であるかどうかの確認、また、該当する保有者には税法上の居住者身分を記した自己誓約書の提出を求めている。この要求は主に中国国内の非居住者が対象となっている。

注目すべきことは、中国居住者が外国に金融資産を保有している場合は外国の管轄区域内の AEOI 制度に従わなければならない。理由は、100 か国（地域）以上が既に CRS 規則の現地化を決定、或いは既に実施しており、中国も 2018 年早々に、これらの国々（地域）と金融口座情報の自動的交換を開始する。

SAT の解釈指針によれば AEOI 制度は新しい税法ではない。同制度は、国内各地の管轄区でクロスボーダー税源管理を強化するため、個人及び法人が外国の金融口座を利用した脱税行為を行なうことを予防するためである。このため、法律を遵守して正確に納税申告する個人と法人にとっては、AEOI 制度の実施は新たな税負担とはならない。

上述の分析から、外国の金融口座、金融資産の保有又はこれらの保有から生じた収益を得ている中国居住者は、中国の税制と外国の税制の両方の観点から、自身の税務コンプライアンスを再評価、分析して、直ちに潜在的な税務リスクを可能な限り回避すべきである。

展望

14 号公告の規定は、主に中国で事業展開する金融機関が遵守すべき具体的なデューデリジェンスの手順、持続的監視、コンプライアンス、報告責任などを定めた。しかし、中国税務機関は、同規定の複雑性と解釈の曖昧さを解決するために実務ガイダンスを公表する見込みである。

中国の CRS 規則によれば、金融機関は、毎年 5 月 31 日までに政府行政部門に対し金融口座情報の報告、提出が義務付けられている。中国以外の多くの国々の税関当局は、金融機関のデータ提出義務の履行に協力して、一般的なエクステンシブル マークアップ ランゲージ法（XML）で文書やデータを作成している。同様式は、OECD が公表した報告用データ変換のための CRS XML スキーマに基づき、データの構造及び税務当局に提出する金融口座情報のフォーマットを設定したものである。

14 号公告は、口座情報の提出に関する詳細な要求を規定していないため、金融機関は、金融口座情報を自動的に伝送するシステム改善が進んでいない。また、同公告では、報告対象の金融口座情報は、SAT に提出すべきなのか又は金融業規制当局への日常報告事項に附帯して提出すべきなのか、それがまだ明確になっていない。

14 号公告は、金融機関が CRS の実施に関する年度評価及び監視を行なうための一連の仕組みを確立し、必要に応じた仕組みの改善を要求している。CRS は、金融機関に対し、次年度の 6 月 30 日までに所属業界の規制当局と SAT に実施の状況について書面で報告するよう要求している。しかし、同公告は、CRS 規則の実施状況に対する評価と監視に関する基準が盛り込まれていないにも関わらず、金融機関に対し、CRS を導入しない又は監視体制を構築しない場合、処分を課す可能性があることを明示した。

金融機関は、内部で CRS 関連事項及び監視を担当するコンプライアンス専任者或いは専任の部署を設置するか、若しくは外部スペシャリストに監査の実施を依頼して、特定項目報告書を発行してもらい、CRS に係るプロセス及び内部統制の有効性を証明または評価することが必要である。

CRS 導入の合理的な段取りを図るため、これらの問題点について更に踏み込んで検討すべきである。

KPMG は、今後も引き続いて CRS の動向に注目しながら、実務経験を活かして CRS のコンプライアンスに関する見解とアドバイスを共有してまいります。

For any enquiries, please send to our public mailbox: taxenquiry@kpmg.com or contact our partners/directors in each China/HK offices.

Khoonming Ho
Head of Tax,
KPMG Asia Pacific
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Lewis Lu
Head of Tax,
KPMG China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Beijing/Shenyang
David Ling
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Tianjin
Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Qingdao
Vincent Pang
Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing/Chengdu
Anthony Chau
Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Hangzhou
John Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
john.wang@kpmg.com

Guangzhou
Lilly Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen
Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Shenzhen
Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong
Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling
Head of Tax,
Northern Region
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Cheng Chi
Tel. +86 (10) 8508 7606
cheng.chi@kpmg.com

Conrad TURLEY
Tel. +86 (10) 8508 7513
conrad.turley@kpmg.com

Milano Fang
Tel. +86 (532) 8907 1724
milano.fang@kpmg.com

Tony Feng
Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

John Gu
Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Rachel Guan
Tel. +86 (10) 8508 7613
rachel.guan@kpmg.com

Helen Han
Tel. +86 (10) 8508 7627
h.han@kpmg.com

Michael Wong
Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Josephine Jiang
Tel. +86 (10) 8508 7511
josephine.jiang@kpmg.com

Henry Kim
Tel. +86 (10) 8508 7023
henry.kim@kpmg.com

Li
Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Lisa Li
Tel. +86 (10) 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com

Thomas Li
Tel. +86 (10) 8508 7574
thomas.li@kpmg.com

Larry Li
Tel. +86 (10) 8508 7658
larry.y.li@kpmg.com

Alan O'Connor
Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Vincent Pang
Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Naoko Hirasawa
Tel. +86 (10) 8508 7054
naoko.hirasawa@kpmg.com

Shirley Shen
Tel. +86 (10) 8508 7586
yinghua.shen@kpmg.com

Joseph Tam
Tel. +86 (10) 8508 7605
laiyu.tam@kpmg.com

Joyce Tan
Tel. +86 (10) 8508 7666
joyce.tan@kpmg.com

Jessica Xie
Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Cynthia Xie
Tel. +86 (10) 8508 7543
cynthia.py.xie@kpmg.com

Christopher Xing
Tel. +86 (10) 8508 7072
christopher.xing@kpmg.com

Irene Yan
Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Jessie Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7625
jessie.j.zhang@kpmg.com

Sheila Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang
Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Anthony Chau
Head of Tax,
Eastern & Western Region
Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Andy Chen
Tel. +86 (21) 2212 3298
andy.m.chen@kpmg.com

Yasuhiko Otani
Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Johnny Deng
Tel. +86 (21) 2212 3457
johnny.deng@kpmg.com

Cheng Dong
Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

Marianne Dong
Tel. +86 (21) 2212 3436
marianne.dong@kpmg.com

Chris Ge
Tel. +86 (21) 2212 3083
chris.ge@kpmg.com

Chris Ho
Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Henry Wong
Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Jason Jiang
Tel. +86 (21) 2212 3527
jason.jt.jiang@kpmg.com

Flame Jin
Tel. +86 (21) 2212 3420
flame.jin@kpmg.com

Sunny Leung
Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Michael Li
Tel. +86 (21) 2212 3463
michael.y.li@kpmg.com

Karen Lin
Tel. +86 (21) 2212 4169
karen.w.lin@kpmg.com

Christopher Mak
Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai
Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Ruqiang Pan
Tel. +86 (21) 2212 3118
ruqiang.pan@kpmg.com

Amy Rao
Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Wayne Tan
Tel. +86 (28) 8673 3915
wayne.tan@kpmg.com

Tanya Tang
Tel. +86 (25) 8691 2850
tanya.tang@kpmg.com

Rachel Tao
Tel. +86 (21) 2212 3473
rachel.tao@kpmg.com

Janet Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
janet.z.wang@kpmg.com

John Wang
Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Mimi Wang
Tel. +86 (21) 2212 3250
mimi.wang@kpmg.com

Jennifer Weng
Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Grace Xie
Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu
Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Jie Xu
Tel. +86 (21) 2212 3678
jie.xu@kpmg.com

Robert Xu
Tel. +86 (21) 2212 3124
robert.xu@kpmg.com

Yang
Tel. +86 (21) 2212 3372
yang.yang@kpmg.com

William Zhang
Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Hanson Zhou
Tel. +86 (21) 2212 3318
hanson.zhou@kpmg.com

Michelle Zhou
Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Lilly Li
Head of Tax,
Southern Region
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Penny Chen
Tel. +86 (755) 2547 1072
penny.chen@kpmg.com

Vivian Chen
Tel. +86 (755) 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com

Sam Fan
Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Joe Fu
Tel. +86 (20) 3813 8823
joe.fu@kpmg.com

Ricky Gu
Tel. +86 (20) 3813 8620
ricky.gu@kpmg.com

Fiona He
Tel. +86 (20) 3813 8623
fiona.he@kpmg.com

Angie Ho
Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Aileen Jiang
Tel. +86 (755) 2547 1163
aileen.jiang@kpmg.com

Cloris Li
Tel. +86 (20) 3813 8829
cloris.li@kpmg.com

Jean Li
Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.j.li@kpmg.com

Sisi Li
Tel. +86 (20) 3813 8887
sisi.li@kpmg.com

Mabel Li
Tel. +86 (755) 2547 1164
mabel.li@kpmg.com

Kelly Liao
Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Patrick Lu
Tel. +86 (20) 3813 8685
patrick.c.lu@kpmg.com

Grace Luo
Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Ling Lin
Tel. +86 (755) 2547 1170
ling.lin@kpmg.com

Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Michelle Sun
Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Bin Yang
Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Lixin Zeng
Tel. +86 (755) 2547 3368
lixin.zeng@kpmg.com

Hong Kong

Curtis Ng
Head of Tax, Hong Kong
Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Ayesha M. Lau
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss
Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern
Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Yvette Chan
Tel. +852 2847 5108
yvette.chan@kpmg.com

Lu Chen
Tel. +852 2143 8777
lu.l.chen@kpmg.com

Rebecca Chin
Tel. +852 2978 8987
rebecca.chin@kpmg.com

Wade Wagatsuma
Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Natalie To
Tel. +852 2143 8509
natalie.to@kpmg.com

Matthew Fenwick
Tel. +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com

Sandy Fung
Tel. +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com

Charles Kinsley
Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

Stanley Ho
Tel. +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com

Becky Wong
Tel. +852 2978 8271
becky.wong@kpmg.com

Barbara Forrest
Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

John Kondos
Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Kate Lai
Tel. +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com

Travis Lee
Tel. +852 2143 8524
travis.lee@kpmg.com

Irene Lee
Tel. +852 2685 7372
irene.lee@kpmg.com

Alice Leung
Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Ivor Morris
Tel. +852 2143 5092
ivor.morris@kpmg.com

Benjamin Pong
Tel. +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com

Malcolm Prebble
Tel. +852 2684 7472
malcolm.j.prebble@kpmg.com

David Siew
Tel. +852 2143 8785
david.siew@kpmg.com

Murray Sarelus
Tel. +852 3927 5671
murray.sarelus@kpmg.com

John Timpany
Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Lachlan Wolfers
Tel. +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

Steve Man
Tel. +852 2978 8976
steve.man@kpmg.com

Daniel Hui
Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Erica Chan
Tel. +852 3927 5572
erica.chan@kpmg.com

Adam Zhong
Tel. +852 2685 7559
adam.zhong@kpmg.com